

平成21年第13回教育委員会定例会

開会年月日 平成21年7月10日(金)

場 所 大泉西中学校

出席者 教育委員会 委員長 佐藤 三千雄
同 委員 外松 和子
同 委員 青木 真佐枝
同 委員 加藤 一夫
同 教育長 薊部 俊介

議 題

1 陳 情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 陳情第5号 練馬区教科書採択についての陳情書について〔継続審議〕
- (3) 陳情第6号 練馬区の教科書検定についての陳情について〔継続審議〕
- (4) 陳情第7号 練馬区における教科書採択についての陳情について〔継続審議〕
- (5) 陳情第8号 練馬区教科書採択に関する陳情書について〔継続審議〕
- (6) 陳情第9号 教科書の採択についての陳情書について〔継続審議〕
- (7) 陳情第10号 練馬区立中学校社会科教科書の採択についての陳情書について〔継続審議〕
- (8) 陳情第11号 教科書選定(調査)資料作成に関する陳情書について
- (9) 陳情第12号 日本の教育行政に沿った区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について
- (10) 陳情第13号 中学歴史教科書採択に関する陳情書について
- (11) 陳情第14号 平成21年度に採択される中学校社会科教科書(歴史分野)の採択に関する陳情書について

2 報 告

(1) 教育長報告

平成21年度臨海学校ならびに林間学校の実施について
練馬区における不登校調査結果の概要について
教育相談室並びに適応指導教室の状況について
その他

3 視 察

- (1) 練馬区立大泉西中学校における授業

開 会 午前 10時10分

閉 会 午前 12時35分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	河 口 浩
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	高 橋 廣
学務課長事務取扱学校教育部参事	浅 野 明 久
学校教育部新しい学校づくり担当課長	阪 田 真 司
同 施設課長	金 崎 耕 二
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
同 総合教育センター所長	佐古田 充 宏
生涯学習部生涯学習課長	白 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	伊 藤 安 人

傍聴者 6名

委員長

只今から、平成21年第13回教育委員会定例会を開催する。

本日は、大泉西中学校の図書室をお借りして出前教育委員会として行う。本日の開催にあたって、小川校長先生はじめ教職員の皆様方には大変ご協力をいただきありがとうございます。

なお、本日は、当定例会を終了後、午後1時40分からこの図書室において、大泉西中学校の保護者の皆さんとの意見交換会を行う予定である。日程の進行については、ご協力のほどよろしく願います。

本日は、傍聴の方が6名いらっしゃるということで、最初にご紹介をさせていただきます。

それでは、案件にそって議事を進めていく。

本日の案件は、陳情11件、教育長報告4件である。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

はじめに、陳情案件である。現在、この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況を見守りながら審査を進めることにしている。

したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第4号については継続とさせていただきます。

- (2) 陳情第5号 練馬区教科書採択についての陳情書について〔継続審議〕
- (3) 陳情第6号 練馬区の教科書検定についての陳情について〔継続審議〕
- (4) 陳情第7号 練馬区における教科書採択についての陳情について〔継続審議〕
- (5) 陳情第8号 練馬区教科書採択に関する陳情書について〔継続審議〕
- (6) 陳情第9号 教科書の採択についての陳情書について〔継続審議〕

委員長

本日は、継続審議中の教科書採択に関する陳情第5号から第9号までの5件について審査を行い、結論を出したいと思う。

それでは、審査の進め方について、陳情ごとに審査を行いたいと思うが、それによいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情ごとに審査を行う。

まず、陳情第5号から審査を行う。陳情第5号 練馬区教科書採択についての陳情書についてである。陳情項目ごとに各委員からのご意見・ご質問等を伺い、最後に全体としてまとめたいと思う。

それでは、具体的陳情項目の1からご意見を伺いたいと思う。いかがか。

加藤委員

具体的陳情項目が5項目あるが、1つずつやるのか、それとも全体的にやるのか。

委員長

総体的な問題として議論をしたほうがよいかと思うが、いかがか。それとも項目ごとにするか。

外松委員

全体的に審査したほうがよい。

委員長

陳情要旨と具体的陳情項目があり、具体的陳情項目においては、第1項から第5項まで出ている。これらをまとめて審査をしていきたいと考えているが、それでよいか。

教育長

項目に分かれているが、教科書採択という仕事は1つのものであるから、まとめてやったほうがふさわしいと思う。陳情者の真意をしっかりとつかんで審査したいと思う。

委員長

今、教育長から総体的にというお話があったが、それでよいか。

加藤委員

私もそういう意味で発言をしたので、それでよいと思う。

委員長

それでは、総体的に意見を交わしていきたいと思う。ご意見があったらお願いする。

加藤委員

3項の「どの子どもにも理解できるようにつくられた教科書」というところであるが、教科書とは何かということを考えたときによく言われることが、教科書を教えるのか、教科書で教えるのか。「を」と「で」の違いの話が教育界ではよく問われる。基本的には、教科書を教えるのではなくて、教科書で教えるということを大事にしたいということが1つある。

それから、どの子にも理解できる教科書というのは、この文言どおりに読み取ったときに、児童・生徒の個性や能力、あるいは意欲や関心などそれぞれ違っているので、どの子にもというのは非常に難しさがあるし、どの子にも理解できる教科書というあたりが、実態を考えたときにどうなのかと思った。

4項に記されている「区民全体の意向が尊重される採択」について、これをどのように読み取るかということである。区民全体の意向、例えば私ども教育委員の場合には、区長の推薦により区議会で認めていただいて教育委員にさせていただいているので、そういう手続を踏んでいけば、これが区民の全体の意向を尊重された委員が採択の仕事をするから、それでよいのか。それとも、区民全体というものは、どういうことを考えて採択に臨んだらよいのかが非常につかみにくいと思った。私どもは、練馬の児童・生徒の教育に最も適切であると考えられる教科書を選ぶというのが基本にあると思うので、その辺がひっかかった。

委員長

今、加藤委員から発言があったが、ほかにどうか。

加藤委員

それから、5項の「教育委員会の審議を区民に傍聴できるように」というのは、今やっていることなのか。その辺はどうなのか。

委員長

私も、どのような意味で審議という文言を使っているのかと思っていたところである。既に教科書採択については公開として行っている。そういう見地から、この審議というのは何を指しておっしゃっているのか、私もちょっと意味がわからなかった。

加藤委員

「教育委員会の審議を区民に傍聴できるように」というと、もう既にやっている。教科書採択と書いてないが、教科書採択の話し合い、つまり、教科書採択の審議を傍聴できるようにと解釈するのか。教科書採択に対する陳情だと限定したのか。

委員長

そうである。

加藤委員

教科書採択の審議という意味と教育委員会の審議という意味で分かれる。教科書採択の審議であるとする、一部非公開である。その辺を意見交換しないとはっきりできない。

委員長

いかがか。ほかの方は、ご意見はあるか。

青木委員

5項に関しては、陳情要旨で「教科書採択にあたっては」と書いてあり、教科書採択の教育委員会の審議はという意味合いであると思った。

教育長

教育委員会は合議機関であるので、教科書採択も含めてそれぞれの委員が内心の自由を持って審議をしているのであるが、そのプロセスにおいては、すべて公開しないで意見を交換し合う場面も当然必要である。そのため、教育委員会会議規則には秘密会をできるという規定を設けているわけである。この陳情からは教科書採択の審議のすべてというようにもとれるが、公開できない場合もある。

1項に「日本国憲法の精神にもとづいて」と書いてあるが、この日本国憲法の精神についても、それぞれ教育委員一人一人が日本国憲法をどう受けとめているかは

別々であるから、1つのものに統一することはよくないと思う。

4項の区民全体の意向については、日本は民主主義の国なので、区民全体の意向をどうとらえていくかということは難しい。各委員の考え方と私の考え方も違うし、全員それぞれ考え方が違うので、このように言い切ることは、私はふさわしくないのではないかと思った。

3項については、各委員のおっしゃるとおりだと思う。

委員長

ほかにどうか。

外松委員

3項に「子どもたちの心身の発達に応じて、どの子どもにも理解できるように」とあり、その気持ちは私個人としてはわかるところはあるが、さきほどもご意見があったが、現実的には教科書で何を教えるかという部分になる。教科書はある程度の標準ということであって、一人一人に応じた、個に応じた指導というのは、現場の先生方が日々努力されて、授業を展開されているところだと思う。

委員長

陳情された方のお考え自体は私も理解できるところもあるが、教科書は、現場の先生方の指導いかに大きくかかわってくる問題だろうと思っている。

4項、5項については、不当な支配や介入は当然なく、我々は総体的に物事を考えて教科書採択に当たっている。皆様のご意見を伺っていると、この陳情については不採択ということで考えているが、いかがか。

教育長

付け足したいことがある。外松委員がおっしゃった「どの子どもにも理解できるようにつくられた教科書」ということを実現するのは、不可能である。教科書をもとにして、子供たちに対してどのようなフォローをしていくかというのは、教師の仕事ではないかと思う。これはどんな教科でもそうである。教科書は、主たる教材であって、そのほかのものは教員が調べてきて子供たちに教える。子供たちは子供たちで、それをもとに学ぶのである。教科書全部を教え込むというのは不可能である。教科書はあくまでもその子が学ぶきっかけとなるものである。教員が一言言えば、子供が家に帰りそのことを親に聞き、それに対して親が子供に調べてみるように促すなど家族との会話も発展していく。その子供が大人になってからも、自分から調べ、学んでいく道が開けていくのではないかと思う。したがって、どの子供にも理解できるような教科書を選ぶのは難しいと考える。

加藤委員

そういう意味で、3項の「どの子にも」というのは難しい。それから、4項に「区民全体の意向」とあるが、教育長の発言にもあったように、民主主義体制の中で、

「区民全体の意向」をとらえるのは非常に難しい。
5項は、公平、公正な判断をしていく場合に秘密会も必要である。
今挙げた3点は難しいと考える。

教育長

4項に「政治や議会の不当な支配・介入を排除し」とあり、「排除して区民全体の意向」と言っているが、この「区民全体の意向」を尊重することを阻害するような政治や議会の不当な支配・介入とはどのようなことなのか、立場によって違う。日本では、様々な教育を受けてきている人がおり、様々なことを学ぶ権利があるので、これは決めつけではないかと思う。

委員長

その件について申し上げるが、不当な支配と介入は今まではなく、我々は粛々と採択をしてきたつもりである。

それでは、各委員のおっしゃったことについては繰り返さないが、陳情第5号については「不採択」としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第5号については「不採択」とする。

続いて、陳情第6号に入る。陳情第6号 練馬区の教科書検定についての陳情についてである。この陳情についても総体的に審査を行いたい。各委員のご意見、ご質問等をお聞きする。

外松委員

趣旨の1項の「小、中学校で使用している教科書を、区内の全図書館に置いて閲覧できるように」についてであるが、小学校の1年生から6年生まで、中学校の1年生から3年生までのすべての教科書を、区内の全図書館に置くとなると、かなりの費用がかかるのではないかと懸念する。こういう昨今であり、経費はいろいろと効果的に使っていかなければならないときであるので、趣旨の1項は果たしてどうなのかと考える。

小学生、中学生がどんな教科書を使っているのかと関心を持ってくださっていることは、大変ありがたいことだと思う。ご覧になりたい方は教育センターに教科書を置いているし、また、地域の小・中学校でも公開授業などもあるので、その学校の公開授業のときに訪れて見るなどの方法が、現実を理解するという点ではよいのではないかと思う。費用の点で危機感を感じた。

青木委員

趣旨の2項の「押し付けないように」という文言についてである。教科書は主たる教材で、それをもとに子供たちに教えるのであるが、そのときに基本について説明をすることが子供たちに対して押し付けということになるのであれば、学校の授業は全部押し付けということになってしまう。この陳情者がおっしゃる「子どもたちに押し付けないように」という条件が教育にはそぐわないし、押し付けでない現状にあると思う。

委員長

ほかにいかがか。

加藤委員

1項については、「使用している教科書」ということなので、採択後の教科書のことであると思う。そうすると、外松委員の発言にもあったように、全図書館に置くことの意義、区民から見た場合の必要感、予算の問題などを総合的に判断したときに、教科書は何年か経つと変わることもあるので、区民からしてどれだけの必要感、あるいは効果があるのかというあたりが少しひっかかる。

2項に記されているところであるが、この陳情者の方の中に信念があつておやりになっているのかと思うが、理由に『「愛国心」など国が決めた徳目や教育理念をすべての教科書に盛り込ませています』、『国が教科書の内容、特に徳目における統制をするのであれば』という表現があるが、現行では、きちんとした手続を経て公示されている学習指導要領の内容の中に、「愛国心」、「道徳心」、「奉仕の精神」などを養うことが大切だということに記されているのである。それを盛り込ませているとか統制しているとかというように私は考えないが、これは日本国の国家としての教育で必要なものであるから、学習指導要領に規定されているのである。その辺に解釈の違いを感じる。

委員長

閲覧できる教科書は、全部で何冊ぐらいあるのか。

総合教育センター所長

現在、教育センターの展示室で、現在使われている教科書を含めて、採択に関する教科書の展示をしている。この法定展示等が終わった後も特設展示として、新旧の教科書を常にご覧いただけるように展示をする。冊数については、今詳細がないので申し上げられないが、新旧含めてすべてそろえている。

委員長

そうすると、区民の方は、いつでも教科書の閲覧ができるということであるか。

総合教育センター所長

そのとおりである。

教育長

この陳情は、検定制度そのものについて異議があるということだと思う。しかし、検定制度は法に基づいて行われており、また最高裁の判例で学習指導要領が規範性を持っているという一定の考え方も示されているため、現行の制度で問題ないと思う。

青木委員もおっしゃったが、今の時代に押し付けてできるものは1つもない。基本を教わりその上で自分で様々な情報から様々なことを調べ発展していくことが大事であるから、押し付けなどはしていないと理解している。

また、一方では、教育はある程度教え込まなければいけない部分がある。

加藤委員

押し付けと似たようなことでしつけということがある。そのしつけも押し付けであるかどうかという、私はある意味では、しつけというのは押し付けの部分もあると思う。何もわからない白紙の状態の子供に望ましい考え方、行為として生活態度などを身につけさせるのであるから、教育の中には、ある部分では押し付けと見えるような活動や行為はあると思う。それを押し付けととるか、必要なことであるとするかは、それぞれ分かれるところだと思う。教育というのはそういうものを必然的に持っているものだと私は考える。

外松委員

私も、強制や押し付けであってはならないと考えるが、自分の国を愛すること、自分の国を大切に思うことは大事に培っていきたいと思う。自分の国を大切に思えないことは、自分自身も愛することができないということにつながるのではないかなと思う。自分の国がどんな国であるか知って愛する心を持つことが、自分の存在の根本にかかわることとても大切なことだと思う。

「道徳心」、「公共の精神」、「奉仕の精神」も、かつては日本人の中に根づいていた美徳が現在の大人の社会の中でも失われつつあると一面では言われている。グローバル化が進む中、日本にもいろいろな国の方が仕事につき、自分の地域に勤めているという時代であるので、ほかの国の方々と共に生きていくためにも、自分の国を愛したり、道徳心を持ったり、公共の精神を培ったり、奉仕の精神を持って自分の地域社会で暮らしていくことは大事なことだと思う。

教育長

この陳情と直接関係はないが、大人の中でも、道徳心が薄らいでいるという事象を最近目にした。

加藤委員

外松委員の発言と相当部分重なるが、この陳情の中に「愛国心」とか「道徳心」という言葉が出てくるが、世界の国々との関係の中で生きていく日本人を養おうと

すれば、やはり日本人としての自覚、誇り、母国を愛する心を持つことは必要である。そういうものがなくなってしまったらおかしい。

それから、先ほど教育長から発言があったように日本人が持っていた美意識や道徳感などが非常に薄れてしまったことがある。

練馬区の教育委員会の教育目標にもここにあるようなことは、きちんと中心にもってきて目標としてうたっている。それは押し付けではなくて望ましい教育を進めていく上での必要な教育目標であると考えているので、この陳情の断定的な押し付けというあたりが非常に気になるし、受け入れられないし、考え方が違う。

委員長

このような問題については、きりがないところがある。ほかに言いたいことはあると思うが、時間に限りがあるので、ここでまとめたいと思う。小・中学校の教科書全部を区のすべての図書館で閲覧できるようにということは、非常に難しいというご意見があった。また、「愛国心」や「道徳心」、「公共の精神」、「奉仕の精神」は、国際人として未来を担う子供たちにとって大変大事なことだろうと思っている。また、教育委員会では、教科書採択にあたっては、子供たちあるいは先生が使用している教科書については、最善なものを選びたいと考えながら採択をしている。したがって、陳情第6号については「不採択」としたいと思うが、いかがか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、ご了解を得たので、陳情第6号については「不採択」とする。

それでは、続いて陳情第7号に入る。陳情第7号 練馬区における教科書採択についてである。この陳情についても総体的に議論をしていきたいと思う。各委員からご意見、ご質問等を伺いたいと思う。いかがか。

外松委員

項目の3番であるが、採択に当たっては現場を熟知している教員の意見を尊重してほしいということであるが、練馬区は各校研究会を設けていて、実際の現場の先生方の意見が、調査研究に反映されるような方法をとっているので、ご心配いただくことなく現時点では、現場を一番よくご存じの先生方の意見を参考にさせていただいていることを申し上げたい。

委員長

今、外松委員からご意見があった。他にないか。

青木委員

項目の2番で「世界中の人々と共に」という言葉がありながら、項目の1番には

「アジア諸国との」と限定している。もう既に子供たちには、地球環境、環境教育なども行っているので、アジアという限定ではなく、世界の国のことを子供たちは勉強している。

委員長

ほかにないか。

加藤委員

今、青木委員がおっしゃったことは、私もそのように思うので、繰り返さない。項目の前文に、「子どもたちが下記の問題についてより深い関心を持ち、主権者として成長するきっかけとなるような学びを保障する教科書を選んで下さい」とある。学びというのは、再三今まで出てきたが、教科書も使って学ぶが、その他の資料も使って学ぶ。確かに教科書は中核的な教材で、主たる教材ではあるが、学びというのは、教室の中で教師と生徒の話し合いやいろいろな活動を通して行うので、その学びを保障する教科書、しかも項目の3のように「成長するきっかけとなるような」となると、なかなか難しい。したがって、「学びを保障する教科書」というのは、私にとっては理解しがたく、非常に難しいものである。では、どのような教科書がよいのだろうかと思っている。ここをどのように読み取って考えたらよいのかという思いを発言した。

委員長

加藤委員から発言があったように、この「学びを保障する」という言葉は非常に深いものがあって、どのようにしたらよいのかということは私も思っている。ほかにないか。

教育長

採択する教科書は9教科ある。この陳情は特定の教科について言っていないので、全9教科が項目の1、2に合致するようなことを望んでいるのである。すべての教科にわたってそのようにするのは不可能である。

委員長

ほかに意見がないようなので、陳情第7号についてまとめたい。繰り返さないが、各委員から発言があったとおり、この陳情については「不採択」としたいが、いかがか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第7号については「不採択」とする。

それでは、続いて陳情第8号について審査を行う。陳情第8号 練馬区教科書採択に関する陳情書についてである。委員のご意見、ご質問等をお聞きする。何かないか。

教育長

この陳情は、項目の1、2、3については既に議論し結果が出ているので、項目の4、5、6のところである。この陳情は歴史分野に限定している。「神話を入れるような教科書や歴史で起きた間違いを犯さないための学習がおろそかになるような教科書は採択しないでください」と決めつけているのである。次の項目の5番もそうである。項目の6番も、この陳情者の考え方で書いてあるが、このように決めつけるのはよくないと思うし、またできないと思う。

委員長

ほかにないか。

加藤委員

今の発言と全く同じである。特に項目の4番と5番に陳情者のお考えが出ていて、ここから読み取る限りでは神話をこの方はあまり認めていらっしゃるが、神話はそんなにいけないものなのか。例えば『古事記』、『日本書紀』などの古典はその後どのように評価されているのか。そこから学ぶもことも相当ある。神話はもっといろいろあるが、神話などの内容を取り上げた教科書を採択しないでくださいという、初めから神話が載っている教科書は外して採択の話をするようにと言っているわけであるから、それでは公平性に欠ける。採択する中で神話を含めて議論する分にはいいが、採択する前に、神話などの内容を取り上げた教科書を採択しないでくださいということなので、これを前提にしては公正、公平の点から問題である。この点については、認められない。

教育長

教育委員会が審議し決定する教科書採択のもとになるのは国の検定制度的なものなのである。検定を行うにあたり、問題があるところは手直しをされて発行されてくるので、検定を通過してきた教科書について、最初からこれが載っているのはだめだとか、こういう考え方でなくてはだめだとかいうことは言えないと思う。正しくなければ国が認めないし、検定で全部はずされる。検定制度的もとにしないと、我々は歴史学者のようにならなければいけなくなってしまう。

委員長

ほかにないか。よいか。

それでは、陳情第8号についてご意見があったが、ここでまとめたいと思う。まず、検定された教科書ということ的前提を考えた場合に、項目の4番の神話を入れている教科書等は採択しないでくださいということについてはいろいろ問題がある。

教科書全体を見て、子供たちの学びに最善の教科書を採用するというのが我々の仕事である。それから、項目の5番については、神話などの内容を取り上げた教科書では読解力に影響があるというようなご意見であるが、このことも問題があると考ええる。

したがって、この陳情第8号については「不採択」としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第8号については「不採択」とする。

それでは、続いて陳情第9号 教科書の採択についての陳情書についてである。各委員のご意見、ご質問等を伺いたいと思う。いかがか。

加藤委員

陳情要旨のところでは明確である。「この4月に不当にも文部科学省の検定に合格しました。私たちは、歴史を歪曲したこのような教科書は、どんなことがあっても子どもたちに手渡してはならないと考えます」ということは、まずこの教科書は排除して、採択の協議をしていただきたいということである。全部の教科書を検討して、公平、公正に判断するので、そのようなことはできない。

教育長

要旨のところでは受け入れられない。

委員長

ほかはいかがか。要旨の下から2行目に、「真実や真理に基づく教科書が公正かつ民主的に採択されるように」と書かれているが、内容について矛盾したところがあるように感じられる。

外松委員

陳情項目のほうで見ていくと、1番、2番、3番に対しては今までの審査で結論が出ている。4番は、公平性に欠けるので、偏った意見を取り上げることはできない。

委員長

ほかはいかがか。

加藤委員

項目の4番が主たる陳情ではないのだろうか。

教育長

極端に言うと、要旨のところでは陳情者の考え方をしっかり述べて、項目はついていただけと私は解釈する。今おっしゃったとおり、この教科書はだめだと決めつける陳情の採択はできないのではないだろうか。委員長のお考えを述べてほしい。

委員長

ほかにはないか。それでは、この陳情第9号についてまとめたいと思う。我々教育委員が公正、平等に教科書の採択をしているということを考えると、この陳情書については受け入れられないので、この陳情第9号については「不採択」としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第9号は「不採択」とする。

- (7) 陳情第10号 練馬区立中学校社会科教科書の採択についての陳情書について〔継続審議〕
- (8) 陳情第11号 教科書選定（調査）資料作成に関する陳情書について
- (9) 陳情第12号 日本の教育行政に沿った区立中学校社会科教科書（歴史分野）の採択について
- (10) 陳情第13号 中学歴史教科書採択に関する陳情書について
- (11) 陳情第14号 平成21年度に採択される中学校社会科教科書（歴史分野）の採択に関する陳情書について

委員長

それでは、続いて新たに5件が提出されたので、事務局より願います。

事務局

（陳情第10号から第14号までの概略を読み上げ）

委員長

これらの陳情については、本日のところ、陳情の概略の読み上げにとどめて、次回以降に継続したいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情第10号から第14号までについては継続とする。
以上で陳情案件については終わる。

(1) 教育長報告

委員長

続いて、教育長報告をお願いします。

教育長

本日は、今年度の臨海学校および林間学校について、不登校調査結果の内容等について、各課長から説明させていただく。

委員長

それでは、報告の 番の平成21年度臨海学校ならびに林間学校の実施について、保健給食課長、お願いします。

保健給食課長

資料の説明(説明要旨)今年度の夏季休業中に実施する臨海学校および林間学校の対象、日程等について説明

委員長

それでは各委員のご意見、ご質問等を伺う。
臨海学校でくらげに刺さされたという話を聞いたり、今ヤマビルが非常に蔓延しているということもあるので、子供たちに十分注意を与えることも必要かと思う。

保健給食課長

ご指摘のあったくらげやヤマビル、また山での熊の出没については、現地の自然の家の方々と情報を交換しており、必要に応じて実施している学校、あるいは実施前の学校にも情報を伝えているところである。

委員長

よろしくお願いします。

青木委員

臨海学校で、複数の学校が重なっているが、これは例年同じ学校ではなく、違う学校の組み合わせになっているのか。

保健給食課長

施設の収容人数とそれぞれの学校規模があるので、組み合わせについては、毎年ご希望の時期等もあわせて、最終的には抽選を行い実施しているので、毎年同じ組

み合わせという形になるわけではない。

外松委員

臨海学校であるが、区内の全中学校で実施しているということは大変に意義のあることであると思う。また子供たちにとっては、海で親と離れ三泊四日も集団生活を送るということは、いろいろな意味で得るところが大きいと思う。まして海での授業というのは危険を伴うので、その対策なども非常に神経を使っていることかと思う。関係者の方々には大変ご苦勞をおかけしていると思うが、有意義な教育活動であるので、今後ともよろしく願いたい。

もう一方の林間学校であるが、今ご説明を伺うと、実質は5校のみの部活動の合宿ということである。そうすると、ほかの多くの学校は、宿泊を伴うような部活動はしていないと解釈してよいのか。

保健給食課長

林間学校としての実施はこの5校ということであるが、実態としては、部活動をしている子の保護者の方々が取材をなさるといって、実際に宿泊を伴う活動を行っているという例がいくつもある。私どものほうですべてを把握してないが、当然、使う施設等も様々である。

委員長

練馬区に何年か勤めてよその区へ行った先生と話をすることがあって意見を聞いてみたところ、よその区に行って、練馬区のような施設を持って子供たちに校外授業を行えるところは少なく、練馬区の保護者の皆さんはそのことをわかっていないのではないかと思うので、もっとアナウンスしてほしいとその先生が言っていた。非常によいことだと思うので、今後とも実施していただきたいと思う。

教育長

1年生で臨海学校に行くが、今、それぞれの学校は何割ぐらいの子が参加しているのか。

保健給食課長

今年度の参加率は、おおむね70%台の後半から80%というところである。実態としては、80%を大きく超えることがほとんどである。収容が厳しくなるということもあるが、私どもとしては極力参加をしてほしいということで話しをしている。

委員長

それでは、続いて 番の練馬区における不登校調査結果の概要について、説明をお願いします。

教育指導課長

資料の説明(説明要旨)練馬区における不登校児童・生徒について、数値としては若干減少していること、登校を促すため電話をかけたり迎えに行くなどしたこと等が指導の結果登校するようになった児童・生徒に効果のあった学校の措置としてあげられること、人とかわることによって不登校解消につながるケースが多いこと等を説明

委員長

ご質問等はあるか。

加藤委員

不登校のことは常に関心があるので、このようにまとめ、報告していただいて大変ありがたいと思う。一番感じたことは7番についてである。十数年前の不登校に対する対応としては、私の記憶としては、本人の意思や本人の心情を大切にすあまり周りからあまり働きかけないでそっとしておいて自覚を促すような手法が結構とられたのであるが、それでよいのかという反省に立って指導法がいろいろ改善されてきたと思う。

7番で、小学校の20年度で、数が一番多いのは24人である。その項目は、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員が専門的に相談にあたったことである。中学校の20年度で、一番多いのは23人である。その項目は、登校を促すため電話をかけて迎えに行くようにしたことである。その項目は小学校でも21人である。そのほか、小学校の14人を見ると、教師との触れ合いが多くなった。中学校の20人のところを見ると、家庭訪問を行って指導助言した。そして小学校の16人は保護者の協力である。これらに共通することは、疑問をそのままそっとしておくよりも教師なり親なりが何とかして不登校を救おうということで働きかけていることである。それがこの数値にあらわれていると思う。であるから、こういうところを説明し教師や保護者の理解を得て、不登校を一人でも少なくなるような方向に持って行っていただけたらと思う。

委員長

ほかにはあるか。

外松委員

加藤委員と全く同感である。この資料の中から共通して言えるのが、今、委員がお話をされたように、その本人・家族と、いろいろな立場の人がかかわっていることである。かかわったことによって変化が生じてきているので、かかわることがいかに大切かということが、このデータからはっきりと読み取ることができる。大変かと思うが、粘り強く対応していただきたいと思う。

伺いたいことがある。資料の5番の不登校状態が継続している理由で、「無気力」

の数が非常に増えてきている。それと「不安など情緒的混乱」の数が非常に多くなっている。特に、無気力については、登校しないことの罪悪感も少ないし、なんとなく登校しないということで、中学生にそれがだんだん増えてきていることが大変に気がかりであるので、また別の機会で結構であるので、実情などをご報告いただけたらありがたいと思う。

教育指導課長

ただいまのご指摘の点については、事例を集めて、代表例ということで提供してご報告させていただきたいと思う。

委員長

ほかによいか。この5番の表以外の「<学校生活上の影響>」のところで、教師との人間関係が問題だという点が気になったところである。それから、「<不安などの情緒的混乱>」のところで、登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安があるとあり、病院で診てもらわなければいけないということがあれば、きちんと対応していかなければならないと思う。

「<意図的な拒否>」で、学校に行く意義は認めないという非常に気になったところがある。このような子供たちに対して先生方も努力されていると伺っているが、保護者の皆様方はどのように考えて対応されているのか。

教育指導課長

宗教上の理由で学校の教育は受けさせないが、行事、遠足や運動会は参加させる保護者はいる。学校のほうも大変苦慮していて、集団の中で学び、遊び、人とかかわり合いをつけていくことが学校教育の目的であるから、家庭でいくらご立派な教育をしてもそれには限界がある。校長も、学級担任と一緒に保護者の方の説得にあたり、家庭訪問もしているが、授業には来ていただけない、行事だけはたまに来る、そういう家庭もある。学校も努力はしているが、そういう考えの方の保護者もいらっしゃる。あと、ドメスティックバイオレンス等で心身に不安を感じ、民生児童委員が家庭の支援をしているというケースがたくさんあるのが実態である。

委員長

しっかりした教育を受けさせるということが親の義務だろうと思う。子供には何の罪もないので、子供がかわいそうだと思う。

教育長

先ほどの説明の中で、2の不登校児童・生徒の学年別内訳において、20年度の97名いる中学1年生のうち、小学校から続いている生徒が24人いて、残りの73人が中学校に入ってから不登校になったとあったが、その点について分析はしているのかどうか。それから小学校の平成18年度、19年度、20年度の内訳について、例えば18年度の2年生12人が、19年度には3年生となり13人に、2

0年度には4年生となり26人にと倍になっている。18年度の3年生は11人、19人、31人と倍以上になっている。18年度の4年生も23人、34人、50人となっている。特に20年度は学年進行によって増えるのだが、この増えた中で続けて3年間不登校になってしまっているのかということについて、数字等は出ているのか。

教育指導課長

まず、最初の点である。平成20年度の中学校1年97人のうち、小6からの不登校継続が24人である。それ以外の生徒については、中学校に入ってから不登校になってしまった数字である。その生徒の内訳としては、急激な変化、段差が大きい。中学校に入る前は1人の学級担任の先生が細かくその子のことをよくわかって、その子向きの指導をきめ細かにしていたが、中学校に入ると教科担任制で、十数人の先生に指導を受けるのである。また、先輩、後輩という関係も出てくる。部活動の問題などもあり、小学校から環境が激変することによって、また勉強の難しさということによって、残念ながら不登校になってしまったケースが多いわけである。

そのつぎの点である。学年を進行するごとに倍々で増えていってしまうのである。小学校3、4、5年のところをご指摘いただいたのであるが、この時期は、具体的な操作から、例えばおはじきとかいろいろなものを動かして見て物を考えるという時期から、抽象的な思考への切りかえの時期にあたる。学習面でもそういうことが言えるわけである。分数が入ってきて勉強について行けなくなる子が増えるのもちょうどそのころで、今10歳の壁という言い方もされているのである。18年度の3年生が11人なのに、19年度の4年生が19人、20年度の5年生が31人と、10人ずつ増えてしまっている。思考の切りかえの時期、そして勉強が抽象的で難しくなるということ、そういった点も影響していると分析しているところである。

教育長

確かに自分たちの経験からも、4年から5年というのは変化のある時期であると思う。この数字以外に、授業の内容があまりわからないが学校に来ている子もたくさん出てきていると思う。その子が中学生になって学校に行かなくなってしまうということも考えられる。そうすると、4年生の授業は大事なわけである。教育委員会として、授業がわからなくて不登校になってしまう子に対してどういう手当をし、一人でも多くの子に、わからないなりに勉強に関心を持ってもらうようにすることが、このデータの使い方ではないかと思う。数値だけを追っかけてもしょうがないところがある。

教育指導課長の話のように、4年生から5年生までは確かに難しい。そこでつまずく子は中学生になってもつまずいてしまうわけである。そこで小中連携、小中一貫という考え方が出てきている。しかし、それだけではすべて解決できないので、このような数字が出てくる。1つの傾向があれば、それについてどのような手当をしていくかということは教育委員会の仕事ではないかと思う。

私もある方からいつも、練馬区は不登校が多いと言われている。確かに小学校を

見ると、全国平均、東京都平均よりも多くこのところ増えてきている。

委員長

本日は時間に限りがあるので、不登校についてはまた機会があれば議論したいと思う。それでは、この件については、終わりとする。

続いて、報告の 番の教育相談室並びに適応指導教室の状況について願います。

総合教育センター所長

資料の説明（説明要旨）不登校相談等の教育相談の相談内容や、適応指導教室の入室者数の推移、入室者の内訳、通室状況とそれに対する対応等について説明

委員長

この件について何かご質問、ご意見はあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

貴重な資料であるので、参考にしながら進めていかなければならないと思っている。

その他報告はあるか。

加藤委員

修学旅行の件はどうなっているか。

保健給食課長

私のほうから、新型インフルエンザの患者の発生状況について報告をするつもりであったが、たゞいま加藤委員からのご質問があったので、修学旅行の件も含めてご報告させていただきたいと思う。

まず、新型インフルエンザに関しては、5月の連休前から区としてあるいは教育委員会として様々な対応をしたところであるが、この7月1日に練馬区として、危機管理対策本部で決定をした対応の方針が変更になった。新型インフルエンザに対する今後の対応は、従来の季節性のインフルエンザ、A型のソ連や香港などの毎年流行しているインフルエンザの場合と同様となり、これまで言われてきたような例えば人の集まりを自粛してもらい、学校や保育園を一斉に休校、休園するなどの対応は基本としてしない。仮に学校等を閉鎖する、あるいは学級閉鎖をする場合に関しても、それぞれの校長の判断で学級閉鎖等を行っていくという対応が変わった。

当然のことながら、新型インフルエンザは根絶したわけではないので、今後の学校長の判断にあたってはご相談等にも応じていくということで、対応と変更につい

て7月2日に通知をさせていただいたところである。

新型インフルエンザの関西方面での流行に伴い、11の中学校で一旦修学旅行の中止を教育委員会から要請させていただいた。その後、何度か時期や場所を変更して実施をしたいという学校長、あるいは保護者からのご希望があり、調整した結果、11校すべての学校が、おおむね8月末から9月にかけて、時期をずらし実施することとなった。1つの学校については行く先の場所を変更した。夏の暑い盛りであるが、3年生の生徒に関しては、修学旅行は実施できるという方針になっている。ご報告は以上である。

委員長

修学旅行については、日程等の変更によって実施するということである。

保健給食課長

9月に実施する学校はほかにもあるが、今後の情勢の変化に対応するという条件がつくが、現在のところは、先ほどお話ししたとおり、季節性のインフルエンザとなったので、今のままであれば、今後修学旅行の中止や延期をお願いするようなことはないと考えている。

委員長

ほかにはないか。ないようであるので、11時45分から大泉西中学校の各教室の授業を視察する。視察をもって、第13回教育委員会定例会を終了する。